

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織活動](#) | [労働組合](#) | [労働組合のしくみ](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)

労働組合 労働組合のしくみ

労働組合の運営、組織機構について学習します。労働組合は民主的な運営体ですから、民主主義を基本とする組織運営を行います。

1. 大会は最高の決議機関であり、組合の方針や活動は、ここで決定されます。
2. 大会の役割は、
 - 第1に過去一年間の活動や会計決算の報告を受け、討議すること。
 - 第2は、これから1年間の新しい活動方針や、その活動を進めるための会計予算を決定すること。
 - 第3は、新役員を選出すること。
3. 執行機関とは、大会などで決められたことを、こんどは実践に移す機関のことです。
4. 執行部の役割は
 - ①大会で決められた活動方針に従って、計画を立てて実行にうつすこと。
 - ②日常的に起こる業務を処理し、また、会計業務、資産管理などを行うこと。
 - ③組合を代表して、会社側と交渉したり、上部団体や支持政党、関係官庁、同士組合や友好団体との関係を保ち、そこに起ってくる問題に対応すること。
 - ④組合の組織力を保ち、さらに強くするために、組合員の運常強化・意識高揚をめざして、日常活動を起こすこと。
 - ⑤「民主主義システムの主人公」である組合員が、健全な判断をし、行動がとれるように、日頃から、正しい情報を提供し、必要な問題提起をし、指導すること。
 - ⑥ 大会や中央委員会などへ、必要案件の原案をつくって提案し、その決定が組合員のために、もっとも役立つものとなるよう正しくリードすること。
5. 専門部とは、執行部の役割を日常的に遂行するためのもので、組合によって、名称も区分もちがいますが、一般的には、総務部、組織部、教育宣伝部、調査部、労働・生産対策部、青年女性部、安全衛生対策部、等々です。
6. 監査機関とは、組合活動が正常に行われているかを監査する機関で役員の中の会計監査という役職がそれです。執行活動には加わらず中立を保ちます。これは特に会計業務、資産の管理について監査し、大会等へ報告する責任を持っています。

[▶ キーワード検索はこちら](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)